

令和5年10月30日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 齋藤 豪徳

賃金係長 小屋敷 直也

(電話) 028(634)9109

報道関係者 各位

## 令和5年度 栃木県特定最低賃金の改定を答申

1 栃木地方最低賃金審議会（会長 杉田 明子 弁護士）は、本日（令和5年10月30日）までに、5の産業に設定されている栃木県特定最低賃金の改正決定について、栃木労働局長（奥村 英輝）に答申した。

答申した栃木県特定最低賃金及びその改正後の時間額等は下表のとおりである。

2 栃木地方最低賃金審議会は、令和5年8月23日、栃木労働局長から栃木県特定最低賃金の改正決定について諮問を受け、調査審議を重ねてきたものである。

3 答申された栃木県特定最低賃金は、今後、所定の手続きを経て、令和5年12月31日から発効される予定である。

【発効予定日 令和5年12月31日】

栃木県特定最低賃金（件名）	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	引上げ率
栃木県塗料製造業最低賃金	1,023円	1,061円	38円	3.71%
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	970円	1,007円	37円	3.81%
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	971円	1,008円	37円	3.81%
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	978円	1,016円	38円	3.89%
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	971円	1,008円	37円	3.81%
栃木県各種商品小売業最低賃金	令和5年度改正はありません。 令和5年10月1日以降、栃木県最低賃金（時間額954円）が適用されています。			

※ 栃木県における最低賃金の推移は別紙のとおり。

## 栃木県における最低賃金の推移

最低賃金の種類			23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
栃木県最低賃金	時間額 (円)		700	705	718	733	751	775	800	826	853	854	882	913	954
	改正率 (%)		0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49
	発効日		23.10.1	24.10.1	25.10.19	26.10.1	27.10.1	28.10.1	29.10.1	30.10.1	元.10.1	2.10.1	3.10.1	4.10.1	5.10.1
塗料製造業	時間額 (円)		850	856	865	875	888	904	923	943	963	965	992	1,023	1,061
	改正率 (%)		0.47	0.71	1.05	1.16	1.49	1.80	2.10	2.17	2.12	0.21	2.80	3.13	3.71
	発効日		23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 (円)		793	799	809	821	835	851	869	889	910	913	939	970	1,007
	改正率 (%)		0.51	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.36	0.33	2.85	3.30	3.81
	発効日		23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 (円)		793	799	809	822	836	851	869	889	910	913	940	971	1,008
	改正率 (%)		0.51	0.76	1.25	1.61	1.70	1.79	2.12	2.30	2.36	0.33	2.96	3.30	3.81
	発効日		23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
自動車・同附属品製造業	時間額 (円)		797	802	812	825	840	856	875	896	917	920	947	978	1,016
	改正率 (%)		0.50	0.63	1.25	1.60	1.82	1.90	2.22	2.40	2.34	0.33	2.93	3.27	3.89
	発効日		23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	時間額 (円)		793	799	809	821	835	851	869	889	909	912	940	971	1,008
	改正率 (%)		0.51	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.25	0.33	3.07	3.30	3.81
	発効日		23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31
各種商品小売業	時間額 (円)		758	763	773	786	800	817	837	850	871	874	(882)	(913)	(954)
	改正率 (%)		0.40	0.66	1.31	1.68	1.78	2.13	2.45	1.55	2.47	0.34	—	—	—
	発効日		23.12.31	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	—	—	—

(注) 「各種商品小売業」最低賃金は、令和5年10月1日以降、栃木県最低賃金(時間額954円)が適用されています